

# 助成の対象となるリフォーム工事一覧

☆住宅部分のみが対象。外構工事や別棟の車庫や倉庫、併用住宅の店舗等部分は対象外となります。

☆部分的な補修工事や、家電の購入及びそれに付随する工事は対象外となります。

No.	リフォームの内容	摘要	
1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認申請の写し及び添付図面が必要	
2	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外	
3	機械設備工事（給排水衛生・給湯・換気・ガス設備）	リフォーム対象工事による撤去・移設・取替・新設に関するもの	
4	電気設備工事		
5	オール電化住宅工事		
6	屋根の葺き替え、塗装、防水工事		
7	外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象	
8	部屋の間仕切りの変更工事		
対 象	9	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等 床暖房（ガスや電気式）工事や内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置は対象
	10	断熱改修工事（床・壁・窓・天井・屋根）	
	11	ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え（表替え含む）	
	12	雨どい等取替えや修理	
	13	建具・開口部の取替えや新設工事	手動及び電動シャッターも対象 窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替え等単独は対象外
	14	造り付け収納家具工事（造作大工工事の伴うもの）	
	15	照明設置場所の内壁の張替工事等に伴う LED 照明に関する節電工事	
一 部 対 象	16	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消等）	市で行っている他の助成制度を利用していない部分が対象
	17	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	木造住宅耐震改修工事費の助成制度を利用していない部分が対象
	18	防音工事（天井・壁・サッシの改修等）	国の住宅防音工事の助成制度を利用していない部分が対象
	19	住宅の解体工事	リフォーム対象工事に関わる解体工事が対象